

「賃金・給料所得の個人所得税額納付計算 に関する政策関連問題の通知について」

2005年12月15日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令番号をクリックすることでご参照いただけます。

賃金・給料所得の個人所得税額納付計算に関する 政策関連問題の通知について

国税発[2005]196号

各省、自治区、直轄市及び計画単列市国家税務局、地方税務局；

第十期全人大常委会第十八次全体会議『「中華人民共和國個人所得税法」改正に関する決定』に基づき、2006年1月1日より、賃金、給料所得(原文:「工資薪金所得」)の費用控除標準額が毎月800元から毎月1600元に引き上げられる。研究・検討を経て、ここに賃金、給料所得の個人所得税額納付計算に関する政策関連問題について以下のとおり明確にする。

一、2005年12月31日(含む)以前に、納税人が実際に賃金、給料を取得したが、税金納付が2006年1月1日以降であるか否かを問わず、一律に現税法規定の費用控除標準である毎月800元を適用して、個人所得税納税額を計算する。

二、2006年1月1日以降に納税人が実際に取得する賃金、給料所得は、新税法規定の費用控除標準である毎月1600元を適用して、個人所得税納税額を計算する。

国家税務総局

2005年12月9日

【以下、参考】

一、某企業が2005年12月28日にある従業員に対して12月分の賃金1300元を支払い、納付すべき個人所得税額を控除し、2006年1月5日に国庫へ納付した場合。

納税人が実際に賃金を取得した時点は2005年12月31日以前なので、費用控除額800元を適用して個人所得税納税額を計算するので、納付すべき個人所得税額は25元となる。

二、某企業が2006年1月9日にある従業員に対して2006年1月分の賃金を1400元支払った場合は、規定に従い、この収入は2006年1月1日以降に取得した賃金給料所得となるので、個人所得税額計算時には1600元の費用控除が可能であり、従って、この場合は個人所得税額の納付は不要となる。

三、2006年1月12日に某企業がある従業員に対して、更に、年間一回性賞与5000元を支払った場合、当該従業員の当月の賃金給料所得は1600元より低い(1400元のみ)ので、年間一回性賞与について当月賃金と費用控除額1600元との間の差額を控除した後、残額について「国家税務総局 個人が取得する年間一回性賞与等の個人所得税額計算方法の問題の調整に関する通知(国税発[2005]9号)」規定の方法により、納付すべき個人所得税額を計算する。すなわち、企業は年間一回性賞与支払時に個人所得税額240元を控除する。計算過程は以下のとおり。

課税対象所得額: $5000 - (1600 - 1400) = 4800$ 元

確定適用税率および速算控除額:

課税対象所得額4800元を12で除して400元なので、適用税率5%、速算控除額0元

納税額: $4800 \times 5\% = 240$ 元

※上記参考の原文(中文)は「ここ」をクリックしてください

